

目 次

令和 5 年 1 2 月 1 9 日（火曜日）

議事日程（第 1 号）

開議（午前 9 時 3 0 分）

招集告示 1

議会運営委員会委員長報告 1

開会、開議 5

諸般の報告 5

会議録署名議員の指名 5

会期の決定 5

閉会中の継続調査結果報告 6

（総務建設常任委員会） 6

（教育民生常任委員会） 8

（決算特別委員会） 1 6

委員長報告に対する質疑 2 0

（総務建設常任委員会） 2 0

（教育民生常任委員会） 2 0

（決算特別委員会） 2 1

討論、採決（継続審査 議案第 3 号） 2 1

休憩（午前 1 0 時 4 5 分） 2 3

再開（午前 1 0 時 5 5 分） 2 3

議案の上程、提案理由の説明 2 4

（議案第 1 号～議案第 1 7 号）

提案理由に対する質疑 3 3

（議案第 1 号～議案第 1 7 号）

委員会付託 3 4

（議案第 1 号～議案第 1 5 号、議案第 1 7 号）

討論、採決（議案第 1 6 号） 3 4

議案の上程、趣旨説明（発議第 1 号） 3 5

趣旨説明に対する質疑（発議第 1 号） 3 6

討論、採決（発議第 1 号）	3 6
議案の上程、趣旨説明（発議第 2 号）	3 9
趣旨説明に対する質疑（発議第 2 号）	4 0
討論、採決（発議第 2 号）	4 0
伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙 （選挙第 1 号）	4 4
散会（午前 1 1 時 1 2 分）	4 5

令和 5 年 1 2 月土庄町議会定例会会議録

土庄町告示第 104 号

令和 5 年 12 月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 5 年 12 月 12 日

土庄町長 岡 野 能 之

- 1、期 日 令和 5 年 12 月 19 日（火）
- 2、場 所 土庄町役場 議場

令和 5 年 12 月 19 日（火曜日） 午前 9 時 30 分 各議員着席

○議長（濱野良一君）

おはようございます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、町長から本定例会招集のご挨拶がございます。

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

おはようございます。

本日、令和 5 年 12 月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、たいへんお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日、提案の議案につきましては、補正予算関係が 5 件、条例関係が 10 件、香川縣市町総合事務組合に関してが 1 件、契約関係が 1 件の合計 17 件でございます。

よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願い申し上げまして、招集のご挨拶といたします。

議会運営委員会委員長報告

○議長（濱野良一君）

去る 12 月 12 日および 19 日、議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会

の運営等について、ご協議をお願いいたしました。

その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員長 川本貴也君。

○議会運営委員長（川本貴也君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は去る 12 月 12 日および 19 日に委員会室におきまして、12 月議会定例会の会期、日程等を審議いたしました。

まず、会期でございますが、本日 12 月 19 日から 25 日までの 7 日間を予定しております。

次に、会議の進め方でございますが、本日は、冒頭に、閉会中における継続調査結果を各常任委員長から、また継続審査結果を決算特別委員長から報告していただき、その後、報告に対する質疑を行います。

次に、令和 4 年度決算認定について、討論、採決を行います。

次に、執行部より、議案第 1 号から議案第 17 号までの提案理由の説明を受け、質疑を行います。

次に、議案第 1 号から議案第 15 号まで、および議案第 17 号を各常任委員会に付託いたします。

次に、議案第 16 号の討論、採決を行います。

続いて、発議第 1 号 重要土地等調査規制法の撤廃を求める意見書についての趣旨説明、質疑、討論、採決を行います。

続いて、発議第 2 号 前町長による不正・背信行為等を調査する特別委員会の設置についての趣旨説明、質疑、討論、採決を行います。

続いて、選挙第 1 号 伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙を行います。

本会議終了後、各常任委員会に分かれて付託議案の審査をお願いいたします。

20 日から 24 日までは休会とし、25 日は、はじめに付託議案の審査結果を各常任委員長より報告し、質疑を行います。

続いて、一般質問を行います。

一般質問は、通告期限であります 12 月 8 日正午までに提出されたものについて、提出順に質問をしていただくことにしております。

次に、議案第 1 号から議案第 15 号まで、および議案第 17 号の討論、採決を行います。

最後に、議員の派遣と閉会中の継続調査申出について、採決をお願いしたいと考えています。

スムーズな運営にご協力いただき、12 月議会定例会を終了する予定にしておりますので、以上よろしくをお願いいたします。

以上で議会運営委員会からのご報告とさせていただきます。

○議長（濱野良一君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本定例会は、本日から12月25日までの7日間を予定しております。運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

令和5年12月19日（火曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（岡本真澄君）	2 番（石井 亨君）	3 番（宮原隆昌君）
4 番（森 英樹君）	5 番（小川 務君）	6 番（井藤茂信君）
7 番（大野一行君）	8 番（鈴木美香君）	9 番（福本耕太君）
10 番（川本貴也君）	11 番（福本達雄君）	12 番（濱野良一君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（岡野能之）	教 育 長（港 育広）
副 町 長（山本浩司）	企画財政課長（佐伯浩二）
総 務 課 長（笹山恵子）	税 務 課 長（渡辺志保）
健康福祉課長（石床勝則）	住民環境課長（島原正喜）
建 設 課 長（濱口浩司）	農林水産課長（塩見康夫）
商工観光課長（蓮池幹生）	会 計 課 長（須浪美香）
教育総務課長（堀 康晴）	生涯学習課長（宮原正行）
企画財政課課長補佐（中村友幸）	総務課課長補佐（山本詳司）

議会事務局職員

議会事務局長（三枝恵吾）	書記（三浦博樹）
--------------	----------

議事日程 第1号

別紙のとおり

開会、開議

○議長（濱野良一君）

ただ今の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年12月土庄町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告

○議長（濱野良一君）

日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

監査委員より検査の報告を受けております。

例月出納検査の結果報告について3件配布しております。朗読は省略いたしますが、後ほどご確認いただきたいと思います。諸般の報告は以上です。

会議録署名議員の指名

○議長（濱野良一君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、土庄町議会会議規則第125条の規定により、議長において、2番 石井亨君、3番 宮原隆昌君を指名いたします。

会期の決定

○議長（濱野良一君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、12月19日から12月25日までの7日間にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月25日までの7日間と決しました。

閉会中の継続調査結果報告及び継続審査結果報告

○議長（濱野良一君）

日程第 3、閉会中の継続調査結果報告及び継続審査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長 小川務君。

○総務建設常任委員長（小川務君）

おはようございます。

閉会中の令和 5 年 12 月 4 日ならびに 12 月 12 日に、総務建設常任委員会を開催しましたので、その内容を報告いたします。

12 月 4 日の委員会では、総務課から説明があり、旧湊崎小学校跡地の利活用に係るサウンディング型市場調査について、湊崎地区の自治会長ほか各団体関係者の参画した跡地利用協議会を立ち上げ、今後の旧湊崎小学校の利活用を検討してきた。意見交換会の中で、「広く意見や提案を求めているかどうか」という意見があり、サウンディング型市場調査を行うとの説明があった。

委員から、跡地利用協議会からの要望なのか、町の方から地元をお願いをして実施しようとするものなのかとの質問に、跡地利用協議会の方から、「してみようかどうか」という意見を踏まえて実施するとの回答がありました。

また、特別職の期末手当について、例年、人事院勧告、香川県人事委員会勧告に準じて、一般職と特別職の月例給等を見直している。特別職については、月例給の引き上げは行わないが、期末手当は一般職に準じ、0.05 月分引き上げるが、今年度の適用は見送り、来年度から引き上げする方針との説明がありました。

そのほか、旧土庄高校跡地整備事業の進捗状況と、とのしょう生活応援商品券事業の実施状況の説明がありました。

次に、企画財政課から、土庄町中期財政計画について説明があり、計画では財政調整基金が、令和 10 年度末には約 13 億円となる見込みであり、実質公債比率が右肩上がりに悪化していく見込みである。今後、人口減少により税収をはじめ、その他の歳入は減少傾向となる一方、増加見込みである社会保障費や公債費に備え、事業の徹底した見直しや実施時期の再検討、不用な町有地の売却やふるさと納税寄附金などによる自主財源の確保をさらに推進していく必要がある。また、大部分の施設で老朽化が進んでおり、維持補修費などの維持管理経費増加傾向であるため、施設の在り方や最適化について再検討することに加え、人口減少により施設利用者が減少していく中、維持していくために必要

となる使用料の見直しなどを図ることも重要となってくるとの説明がありました。

委員から、実質公債比率をみると、令和 10 年度、11 年、12 年ぐらいには早期健全化基準の 25%になるかもしれない。こうなるとは限らないが、やらなければならないことができなくなる。そのあたりの対応を考えているのかとの質問に、「財政としては、有利な起債を使ってできるだけ一般財源を使わない。1 つの年度に事業を集中させない。平準化してダメージを少なくするというようなことを中心に考えていかないといけないと考えている」と回答がありました。

次に、建設課から、沖之島離島架橋事業について、進捗状況の説明があり、今後の工程であるブロック据え付けおよび上部コンクリートの施工については、漁業関係者と協議、調整した結果、海苔養殖漁期のために施工を控え、現在工事を中断している。海苔養殖漁期が終わる来年の春ごろから工事を再開する予定との説明がありました。

また、刈崎都市下水路事業についての説明があり、大谷ポンプ場幹線整備工事（2 工区）は、入札後審査型一般競争入札により、落札者が決定し、12 月議会において、工事請負契約の締結についての議案を提案する予定との説明がありました。

委員から、工事は何年で完了なのかとの質問に、「令和 14 年度までである」との回答がありました。

そのほか、土庄町立地適正化計画の経過についての報告がありました。

次に、農林水産課から、土庄町農業集落排水事業の地方公営企業会計適用に伴う条例、規則の制定について、これまで公営企業会計は、3 万人以上の市町村における下水道事業における簡易水道事業について適用を受けていたが、令和 6 年度から 3 万人未満についても公営企業会計の適用対象となる。それに伴い、12 月定例会において、条例、規則を制定した後、口座開設などの本格的な移行事務を進めたいと考えているとの報告がありました。

次に、商工観光課から、エンジェルロード公園駐車場の有料化について、近年、ゴールデンウィーク、秋の行楽シーズン、3 年に 1 回の瀬戸芸の開催年などに駐車場の混雑が常態化しており、また、人手不足による深刻な警備員の不足にも直面している。将来にわたりエンジェルロードを持続させていくためには、財源の確保も急務となっており、そういった背景から駐車場の有料化を計画している。

有料化の方法として、フラップ方式のパーキングシステムを想定しており、電光掲示板なども設置し、利用者の利便性を図ろうと考えている。料金設定等については、検討段階であるとの説明がありました。

委員から、周辺施設との協議状況の質問、駐車場の料金設定についての意見、

混雑緩和に対する意見などがありました。

その他、小豆島観光ビジョン策定事業の報告、小豆島マルシェについての報告がありました。

そのほかに、委員会の公開（傍聴）の件について審議しました。公開に反対の意見はありませんでしたが、総務建設常任委員会で十分検討が必要との意見があり、次回の委員会で詰めていくという結論に至りました。

続いて、12月12日の委員会では、委員会の公開（傍聴）について引き続き審議し、実際の映像状況を委員全員で確認を行いました。音声等についての指摘もありましたが、委員会の公開（傍聴）に関する申し合わせ書について、委員全員の了承を得ました。

以上で、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長 福本耕太君。

○教育民生常任委員長（福本耕太君）

おはようございます。

閉会中の令和5年10月17日、11月16日および12月4日に教育民生常任委員会を開催しましたので、その内容について報告をいたします。

12月4日の委員会では、教育総務課から、土庄町第3子以降学校給食費免除事業および県産農水産物学校給食利用拡大事業について報告がありました。

町立の小・中学校に在籍する児童・生徒のうち、保護者が3人以上の子を扶養している場合に、その第3子以降が対象となります。在籍する学校に申請書を提出し、教育委員会が審査を行う。年度途中からの転入にも対応。申請書に必要な事項を記入し、健康保険証の写しを添付、提出により対象確認を行う。実施時期は令和6年1月から。財源は、2分の1が香川県、2分の1が土庄町となる。また、歳入のみの費目変更となるので、3月議会に対応したいとのことでした。

続いて、県産農水産物学校給食利用拡大事業について、この事業は、県産農水産物を学校給食に取り入れ、利用拡大等を図るものです。すでに使用している農水産物を香川県産におきかえたり、増やすなど地場産物利用率を向上させることが条件ということで、県から一人につき50円、ひと月に5日間で250円の補助が受けられる。実施期間は、令和6年1月から3月までの3カ月となる。実施主体の町が県に申請をし、補助金を給食材料費に充当することになる。12月議会では、歳入では県補助金、歳出では給食材料費の増額分を補正したいと考えているとのことでした。

委員より、第3子と認められる条件、該当者人数、費用について質問があり、

「扶養に入っているのが条件」「80 名から 90 名程度を想定。本年度のみでは、大体 100 万円程度」と、答弁がありました。また、委員より、県農産品の利用拡大について、今年が初めてなのかと質問があり、「今年が初めてである」と、答弁がありました。

続いて、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した町内私立保育所、保育園への電気・ガスの燃料費高騰支援および北浦こども園のエアコン交換について、12 月議会に提案すると説明がありました。

生涯学習課から、総合福祉会館の貸付についてと、老人福祉センターについて説明がありました。総合福祉会館の一部を土庄町商工会に貸し付ける件について、令和 3 年 11 月 1 日から 5 年間をめどとし、暫定的に令和 6 年 3 月 31 日までで一旦契約が満了となる。9 月に、商工会と満了の件について協議を行ったところ、商工会としては、建設、移転等の見通しがまだたっており、契約を延長したいとの話があったため、令和 9 年 3 月 31 日まで賃貸借契約を延長し、その期間までの財産処分を行う。国費・県費の返還金については、12 月補正で計上する予定です。関係団体の代表には、契約の延長についての説明を個別に行っているとの説明がありました。

続いて、放課後子ども教室の次年度の方向性について説明がありました。

内容は、令和 6 年度に運営方針の一部を改正するものになる。令和元年から令和 4 年にかけて、子ども教室の利用者は約 1.9 倍に増加している。とくに、とのたる館で運営をしている「とのたる教室」において利用人数が増加し、児童の安全確保の面から、希望者全員の受け入れが困難となっている。現在は、1 日の利用人数を安全な範囲に収めることを目的に、利用人数制限などの対応策を実施しています。この利用人数制限措置については、利用児童の保護者から意見が多く寄せられ、保護者説明会の開催やアンケート調査の実施を通じて意見聴取をしながら、今後の運営方針について検討をした。

次年度の運営方針について、1 点目は、児童の安全を確保するために、現在実施している利用人数制限措置を令和 6 年度も継続する。目安として、とのたる教室は 1 日当たり 60 人、四海、大鐸教室は 1 日当たり各 30 人を超えると予想される日を対象に、学年、クラス単位等で制限をかける。なお、兄弟・姉妹で登録している場合、制限がかかる日を年下の児童の日に統一することを利用者側で選択できる措置を講じている。また、令和 6 年度の子ども教室の利用人数状況によっては、利用制限を実施する必要がない場合もある。さらに、利用制限がかかった日などは、児童館、富丘文化センターなどの活用をご家庭で考えていただけるように推奨する。

2 つ目の改正点は、子ども教室と児童クラブのどちらか一方の登録に限定をする。

両サービスともに受け入れできる人数には限りがあるため、両サービスの重複利用をなくす。両事業で 1 日当たり最大利用人数を受け入れるための措置となる。

3 点目は、児童クラブの定員を増員する。

現在は、30 人×3 部屋で定員 90 人ですが、これを 35 人×3 部屋で 105 人へ変更する。児童クラブの利用需要の拡大を受け、国が定める児童 1 人当たりの床面積の基準内の数値にて定員数を変更し、児童の受け入れ態勢を強化する。なお、今年度途中から対応を始めており、令和 5 年 7 月時点で、登録人数は 95 人となっている。今年度を実施した子ども教室利用家庭アンケートで、子ども教室の利用理由で最も多かった理由は、「保護者が就労しているため」でした。土庄町の放課後子ども教室の実態は、放課後児童クラブと似た部分が多くなっており、本来の趣旨である「児童の交流・学びの場」としての意義が薄くなってきている。よって、今後は段階的に児童クラブへ移行できればと考えているとの説明がありました。

委員から、受け入れられない原因について質問がありました。町からは、「1 つは教室の数。それから、コーディネーター等の指導者がなかなか集まらない。それに加えて、就労目的のために子どもさんを預けるのであれば、児童クラブということが本来であるため」と説明がありました。

続いて、刈崎第二グラウンド整備事業について説明がありました。

今年度末で周辺工事の見通しが立ったので、グラウンドの供用開始に向けて整備を行う。町民の皆さまがスポーツを身近に親しむことができる交流の場を創出し、緊急災害時に避難場所や防災活動の拠点場所として活用することを目的として整備する予定である。工事概要は、グラウンド改良工事、附属建物改修工事、夜間照明改修工事を予定している。土淵海峡側の現在の入口から敷地内に入り、すぐの場所に利用者の駐車場を設置する予定。なお、グラウンドの整備内容は、高潮・津波による浸水等を考慮し、現在の地盤の高さから 50 から 60cm 程度地上げを行い、隣接する町役場駐車場の高さまで造成する予定。また、敷地内にある附属建物（トイレ棟、倉庫棟、ブロー棟）は、平成 10 年に建設されて約 25 年が経過し、屋根・外壁の防水機能の低下が著しいため、塗装を行い、併せてトイレの洋式化などを行うことで建物の長寿命化を図る予定。

夜間照明についても省エネ効果が高く、長寿命などのメリットがある LED 照明への改修を行う。

整備スケジュールは、現在、グラウンド改良工事および附属建物改修工事の設計を行っており、夜間照明改修工事の設計委託は、12 月補正予算により計上を予定している。設計は今年度中に完了し、令和 6 年度から工事に着手し、令和 7 年度の供用開始を目指していると説明がありました。刈崎第二グラウンド

の整備に伴い、中央グラウンドを使用している定期利用団体には、照明設備の老朽化による更新が必要になった場合、財政的にも 2 つの施設を維持していくことが難しいことから、工事完了後は、第二グラウンドに活動場所を移していただくことの説明を行い、了承していただいていると説明がありました。

委員より、財源の質問がありました。「財源は、過疎債を予定しており、あとは一般財源になる。約 2 億円程度かかる予定」とのことでした。また、排水についての質問があり、「今現在グラウンドの暗渠排水に網状のネトロンパイプを今の地盤の上に埋め直しをして、排水をする考え」と説明がありました。

続いて、健康福祉課からは 5 点説明がありました。

はじめに、国民健康保険税算定方式について説明がありました。

令和 6 年 4 月 1 日から適用する国民健康保険税について、医療分・後期分・介護分の合計では、「所得割を 10.05% から 11.55% に変更」、「資産割の 49.1% を廃止」、「均等割を 4 万 4200 円から 4 万 5900 円に変更」、「平等割は 3 万 2900 円から変更なし」としている。

被保険者への周知期間を考慮して、12 月議会にて算定方式および税率の変更に係る、土庄町国民健康保険の条例の一部を改正する条例（後で、訂正あり）を提出する。

続いて、価格高騰重点支援給付金事業について説明がありました。

8 月から実施してきた給付金の実施状況では、非課税世帯 1960 世帯に対し、1918 世帯に給付をしており、給付率は 97.96%。被扶養者世帯 211 世帯に対し、208 世帯に給付、率は 98.58%。家計急変世帯は、20 世帯に給付と報告がありました。

今年度、追加で事業を実施しようとする給付金（70,000 円）についての説明では、基準日は 12 月 1 日となる予定で、これまでの給付金と同じ内容、条件。「令和 5 年度の町民税が非課税である世帯」、「非課税であり、被扶養者となっている世帯」、「課税されているが、令和 5 年 1 月以降で家計が急変し、非課税相当と判断できる世帯」、「家計急変世帯であり、被扶養者となっている世帯」を考えている。

対象世帯数は 3 万円の給付金の実績をもとに算定し、前回と同数を見込んでいる。給付額は、非課税世帯と家計急変世帯に 7 万円、被扶養者となっている場合は、これまでと同じく半額の 3 万 5 千円。

給付の流れは、これまでの給付金で口座情報を把握している方については、家計急変も含めて、プッシュ型で振り込みをし、把握していない方は、書類の提出を求めるとのことでした。事業の開始は 2 月の見込みで、申請期限は 3 月中旬を予定しているとのことでした。

委員からの質問に、「振り込みは 2 月から」、「財源は国費」と答弁がありまし

た。

続いて、地方創生臨時交付金を活用した医療・福祉施設等支援事業の実施について説明がありました。

物価高騰の影響を受け、利用者に価格転嫁することが困難な医療・福祉施設等事業所が、引き続き質の高いサービスを継続して提供できるよう、令和 5 年度地方創生臨時交付金を活用した支援事業を実施したいとのことでした。

国から、臨時交付金を活用して医療・介護に対する物価高騰対策支援が推奨されており、各種団体からも物価高騰に対する支援について要望が出されている。予定している補助対象者は、介護サービス事業所が 25 事業所、障害福祉サービス事業所が 4 事業所、保険医療機関が 16 事業所で、町内 45 の事業所となります。

次に、補助金の額ですが、宿泊を伴わない事業所は、1 事業所当たり一律 10 万円、宿泊を伴う事業所につきましては、1 事業所当たり一律 5 万円、定員数に 1 万円を乗じた額を加算した額になっているとのことでした。

実施予定時期は、補正予算成立後、申請を受け付け交付する。今回の補助対象者および補助金の額は、昨年度実施した「コロナ禍における物価高騰対策補助」と同様の内容となっている。また、小豆郡内の介護保険事業所、保険医療機関等は同一法人が 2 町に事業所を有して運営をするなど、極めて関係性が深いことから、補助対象者、補助金の額等については小豆島町と協議をし、同様の内容で実施する予定であり、財源は、地方創生臨時交付金、100%国庫補助との説明がありました。

委員から、支援内容は、国から指定されているのか。交付金の中で、町が決めるのかと質問があり、「国から示されているのではなく、両町で相談している」と、答弁がありました。

続いて、「小豆圏周産期医療について」説明がありました。小豆島セミオープンシステムは、名称を「うみまちサポート」と決定し、制度の概要は、小豆島中央病院を受診し、セミオープンシステムの対象と判断された高リスク妊婦、または連携病院で出産することを希望される妊婦の方は、小豆島中央病院の妊婦健診を妊娠 35 週頃までとし、専門性の高い島外の連携病院で妊娠 30 週頃と妊娠 36 週以降の妊婦健診および分娩を行う。そこで、妊婦の方は 37 週ごろから、連携病院がある高松などで滞在することになる。出産後の産後健診や乳児健診、産後ケアなどは小豆島中央病院で行う。なお、連携病院としては、香川大学医学部附属病院、香川県立中央病院、高松赤十字病院の 3 つの病院とのことでした。

次に、町が実施する助成制度について、小豆島中央病院を受診し、セミオープンシステムの対象と判断され、連携病院において出産する妊婦の方に対し、

交通費および滞在費などを補助することで、経済的負担の軽減を図り、健やかな出産ができるよう支援することが目的。助成内容については、妊婦健診受診時に係る費用として、連携病院の妊婦健診を受ける際の交通費やフェリーなどの欠航に伴い生じた宿泊費、連携病院で出産するための滞在などに要する費用として、連携病院で出産するためのホテル等の宿泊費、マンスリーマンション等の賃貸契約料などの滞在費。また、助成した滞在費を超えた場合の費用やホテルの場合のコインランドリー費用や、マンスリーマンションの場合の寝具や、レンタル電気製品費用など事前滞在に伴う準備金として、定額で20万円(後で、訂正あり)助成するとのことでした。また、出産時の滞在先からのタクシー代や島から滞在先への移動や退院の際に係る交通費も助成対象。この制度の申請の時期は、出産子育て家庭の経済的負担を考慮し、妊娠30週以降に負担額が大きくなる滞在費である宿泊費の一部を申請によって助成し、出産後の実績報告を受けて交通費、滞在に係った費用を助成すると説明がありました。

利用者周知は、令和6年1月新規妊婦受診者に対し、小豆島中央病院からこの制度について説明する。また、役場においても母子手帳交付時に面接を行うので、その際に助成制度の説明を行うとのことでした。また、病院ならびに両町において、1月の小豆島中央病院だよりや町広報誌、ホームページにて、この制度を掲載する予定。早ければ、令和6年3月頃には、この制度を利用する妊婦がおられることを想定し、町では補助要綱の制定、12月補正で対応できるよう準備すると報告がありました。

委員から、里帰り出産はできるのかと質問があり、「小豆島中央病院で出産可能となる方につきましては、出産ができるというかたちで変わっている。ただし、この助成制度には対象にならない」と、答弁がありました。

続いて、子育て世帯物価高騰支援特別給付事業について説明がありました。

昨年度も実施した子育て世帯に対し支援を行うものです。

支給対象者については、18歳以下(高校生相当)の児童を養育している子育て世帯のうち、価格高騰重点支援追加給付金の対象となる市町村民税非課税世帯を除く者。支給額は、対象児童1人あたり1万円としており、約1430人を見込んでいる。

支給開始時期は、昨年度の口座情報があるので、対象者に通知し、変更がなければ来年の1月末ごろから順次支給していく予定。また、新たに対象となった者に対しては、申請後支給するとのことでした。

続いて、住民環境課から、二酸化炭素排出抑制対策事業の進捗について説明がありました。昨年、町内の電気工事業者(Aランク3社)に再生可能エネルギー導入に向けた提案募集を実施し、1社から提案書を受理したとのことでした。その1社と共同で公共施設等への太陽光発電整備等の導入調査について、一般

社団法人地域循環共生社会連携協会に事業申請し、今年度、町の公共 30 施設での設置可否の調査を開始し、現在、現地調査は終了し、1 月末に事業報告資料を提出する予定とのことです。

太陽光発電と蓄電池をつけることにより、朝から夜までの山形の電力を昼間の余剰電力を蓄電池に充電し、使用することにより、電力会社から使用する電力を抑制する。今回の事業では、その施設で消費できない電力については、売電はできないとのことでした。

委員から、耐用年数が短そうな建物も混じっているが。また、結果は、やってみないと分からないのかという質問には、「耐用年数もそうだが、二酸化炭素排出抑制が見込めるというプラスアルファのところをどう判断するかということもあるかと思う」と、答弁がありました。現段階では詰められていない現状であるということです。

続いて、衛生手数料（し尿収集処分料金）の価格変更等について説明がありました。近年の物価高騰の影響により、コロナ前の令和元年と令和 5 年度の軽油代の比較をすると、1L 当たり 1.26 倍の物価高騰の影響を受けている。そのため、委託業者から連名で陳情が上がってきた。現在の単価は、1 斗 18L 当たり 220 円となっており、平成 26 年 4 月の消費税が 5% から 8% の上昇時に、216 円から 220 円に変更を行ったが、令和元年度 10 月の消費税 8% から 10% の際には、金額変更は行わなかった。現状の社会情勢と御影浄苑改良工事等を実施する町財政の状況を鑑み、軽油上昇程度の 1 斗 275 円（1.25 倍）で検討をしている。県内のし尿の汲み取り料金について、直営で実施している市町は 3 市町のみで、それ以外の県内市町は民間委託を行っている。料金改正の予定有無について問い合わせを行ったところ、民間委託を行っている市町のほとんどが、し尿汲取業者の方からの料金改定の要望や相談を受けており、約半数の市町が料金改定に対して検討を行っているという回答だったとのことでした。

委員から、改定年度と前回改定年度について質問があり、「改定年度は、令和 6 年 4 月から」「前回改定したのは、平成 26 年 4 月である」と、答弁がありました。

委員から雇用について質問が出され、「し尿収集を民間委託するメリットは、直営だと汲み取り車や人件費のところ、あとは維持管理費を直接持たなければいけないことがある。あと、衛生現場の職員も年々、少なくなっている。少ない人員で補おうとすると委託になる。委託があるから少なくできるという環境はあると思う」と、答弁がありました。

また、委員から、55 円値上げで、民間委託が 40 円で、町事業維持管理増負担 15 円はどういうことにお金を入れるのかと質問があり、「現行の 220 円は、業者への委託分（210 円）と、町の事業としての収入分（10 円）であり、今回

の 275 円は、業者が 260 円、町の収入が 10 円から 5 円アップしている。内訳は、御影浄苑の改良工事や車両の修理費用増加等に対応するものである」と、答弁がありました。

続いて、令和 8 年度からの可燃ごみの民間委託について、大部、北浦の一部の委託を令和 6 年度から実施する考えが示されました。理由は、パッカー車の維持費、人件費の削減を計画的に実施するためとのことでした。令和 8 年度以降は、資源の回収は直営のままなので、人員はそういったところに補充していきたいとのことでした。

委員から、資源ごみだけに職員を置いておくのかと質問があり、「資源ごみの民間委託のめどがたっていないため、まずは可燃ごみからとなる」と、答弁がありました。また、資源ごみもめどがたてば、民間委託するのかとの問いには、「衛生職員の年齢の関係もあるが、ゆくゆくは民間委託の流れで考えている」との答弁がありました。

続いて、地方公共団体の手数料の基準に関する政令の一部を改正する政令が、12 月 1 日に閣議決定された事を受けて、手数料条例の改正を 12 月議会で予定していると説明がありました。

続いて、物価高騰による影響で、水道企業団の経費が増大している中、昨年度に引き続き、物価高騰対策としては、臨時交付金を使って水道企業団への補助金を 12 月議会の補正で考えている。金額は、電気料高騰分として約 560 万円の予定であると報告がありました。

また、10 月 17 日と 11 月 16 日の委員会におきまして、委員会の公開（傍聴）の件について審議をいたしました。委員会の中では、委員会の公開に関する意見交換などを行い、また、公開した場合の実際の映像状況などを委員全員で確認し、申し合わせ書を作成することにしました。協議を重ね、委員会の公開（傍聴）に関する申し合わせ書を作成し、委員全員の了承を得ました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

○教育民生常任委員長（福本耕太君）

失礼いたしました。報告の中で間違いがありましたので、訂正をいたします。

国民健康保険税の条例の一部を改正する条例につきまして、国民健康保険の条例の一部を改正するというふうに発言しましたがけれども、国民健康保険税条例の一部が正しい内容であります。訂正をいたします。

それと、妊婦への補助の分になりますけれども、助成ですね、になりますけれども、マンスリーマンションの場合やコインランドリーの費用、それからレンタルの電気製品の費用の事前滞在に伴う準備金として定額で、先ほど私 20 万円と言いましたがけれども、これは間違いで 2 万円が正しい金額になります。失

礼をいたしました。以上で訂正をいたします。

○議長（濱野良一君）

決算特別委員長 井藤茂信君。

○決算特別委員長（井藤茂信君）

おはようございます。

9月定例会で、本委員会に付託されました令和4年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について、閉会中に審査した結果を報告いたします。

本委員会は、10月2日から11日まで開催し、初日には、長門監査委員より、令和4年度決算審査の意見をいただくとともに、山本副町長から決算全体の概要について説明を受けました。

概要としては、令和4年度決算の一般会計と特別会計を合わせた歳入総額は151億5410万9965円で、前年度比4.4%減、歳出総額は139億5805万4226円で、前年度比2.4%減です。

一般会計の歳入は106億1909万9871円で、前年度比6.2%減、歳出は97億1266万8464円で、前年度比2.9%減です。

形式収支は9億643万1407円の黒字となりましたが、前年度からは繰越金や財政調整基金の取り崩しを除いた実質単年度収支は、3億7105万7093円の赤字となりました。

歳入の主なものとして、町税15億2400万円余は、固定資産税の増、入湯税の増、町民税法人税割の増により、前年度比5.9%増となっています。

株式等譲渡所得割交付金680万円余は、上場株式等の譲渡益が発生した場合に係る県民税の約5分の3を市町に交付する交付金で、前年度より44.8%減となっています。

地方特例交付金420万円余は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の皆減により、前年度比92.7%減となっています。

地方交付税の普通交付税33億4300万円余は、基準財政需要額の減、基準財政収入額の増、臨時財政対策債振替相当額の減などにより、前年度比0.4%増となっています。

使用料および手数料1億8900万円余は、レンタサイクル使用料の増、町営バス使用料の増、公営住宅使用料の増、ごみ指定袋手数料の減、浄化槽汚泥処分手数料の増、一般廃棄物直接搬入手数料の増により、前年度比4.1%増となっています。

国庫支出金14億800万円余は、社会資本交付金の増、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の増、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付

金給付事業費補助金の減などにより、前年度比 18.9%増となっています。

県支出金 5 億 2200 万円余は、急傾斜地崩壊防止事業補助金の皆増、選挙費委託金の増、地域密着型サービス等整備事業費補助金の皆増により、前年度比 16.5%増となっています。

財産収入 1900 万円余は、町有財産売却代金の減等により、前年度比 65.6%減となっています。

繰入金 3 億 4000 万円余は、豊かなふるさとづくり基金繰入金の増、財政調整基金繰入金の皆減、教育保育基金繰入金の皆減により、前年度比 45.0%減となっています。

諸収入 2 億 6100 万円余は、沖之島架橋事業に係る工事違約金の皆増、プレミアム付き商品券販売代金の皆減により、前年度比 8.0%の減となっています。

地方債 8 億 9200 万円余は、土庄町庁舎建設事業債の皆減、四海こども園建設事業債の減により、前年度比 41.5%減となっています。

歳出の主なものとして、総務費 14 億 9900 万円余は、旧土庄高校跡地整備事業費の増、新庁舎建設工事費等の皆減、新庁舎移転経費の皆減等により、前年度比 36.5%減となっています。

民生費 23 億 3900 万円余は、価格高騰緊急融資支援給付金の皆増、子育て世帯臨時特別給付金の皆減、町民税非課税世帯臨時特別給付金の減により、前年度比 5.3%減となっています。

衛生費 14 億 9200 万円余は、灘山の公社先行取得地の購入の皆増、小豆地区広域行政事務組合負担金の増、小豆島中央病院企業団負担金の増などにより、前年度比 23.5%の増となっています。

農林水産事業費 2 億 8900 万円余は、沖之島ポンプ場改修工事費の皆増、唐櫃漁港海岸整備事業費の皆増、漁港改良工事費の減、農林水産業活性化緊急支援事業補助金の皆減などにより、前年度比 2.8%減となっています。

商工費 3 億 1200 万円余は、物価高騰等対策支援金の皆増、瀬戸内国際芸術祭事業費の増、プレミアム付商品券事業費の減、中小企業等緊急支援応援金の皆減などにより、前年度比 29.1%減となっています。

土木費 13 億 1300 万円余は、沖之島離島架橋事業費の増、公営住宅改修事業費の減、県営港湾整備事業費の減などにより、前年度比 52.8%増となっています。

教育費 7 億 5600 万円余は、学校教育、社会教育施設に係る電気料の増、伝承事業貸付金の皆増、中央公民館自家発電設備更新工事費の皆増、四海こども園建設工事費の減などにより、前年度比 8.9%増となっています。

公債費 12 億 200 万円余は、前年度比 8.2%増となっています。

次に、特別会計の主なものについて、国民健康保険事業の歳出決算額は 18 億

950 万円で、前年度のやすらぎプラザ空調改修工事費の皆減などにより、前年度比 2.8%の減となっています。

港湾整備事業の歳出決算額は 2579 万円で、土庄港ターミナルビル増築工事の皆減、前年度繰上充用金等の減などにより、前年度比 16.7%の減です。

介護保険事業歳出決算額は 20 億 1268 万円で、事業密着型サービス等整備事業（後で、訂正あり）で、社会福祉法人の介護職員宿舎施設整備に対する補助金の増により、前年度比 2.4%の増です。

福祉サービス事業歳出決算額は 8045 万円で、職員の人件費などの増により、前年度比 1.6%の増です。

後期高齢者医療事業歳出決算額は 2 億 6767 万円で、保険料収入の増額にともなう広域連合分賦金の増により、前年度比 5.3%の増となっています。

概要に続いて、各課の審査においては、決算額や成果など詳細な説明を受け、質疑を経て、認定の賛否を問いました。

当委員会としては、慎重に審査した結果、住民環境課所管の決算については、マイナンバー関連の支出について、商工観光課所管の決算については、マイナンバー関連の支出および観光イベント助成事業について反対意見がありました。が、全ての決算を認定すべきものと決したことをここにご報告いたします。

次に、審査の過程で各委員から出された質疑、意見などを所管課ごとに報告します。

まず、総務課から、委員から備蓄物資等の消費期限後の利用についての質問があり、町の備蓄物資については、ローリングストックにより消費期限前（1 年前）に入れ替えすることで一定量を保っている。消費期限が近くなった備蓄物資については、公民館のイベントや講座での配布、町防災訓練での参加者への配布により、有効活用している。期限が切れたものでも、ほかの用途に使える。例えば、水は生活用水として活用できるので破棄せずに、引き続き保管しているとの回答がありました。

次に、企画財政課です。

委員から土庄町結婚新生活支援事業について、若い人たちの生活の安定ができないことが結婚しない理由の原因なので、結婚に関して予算付けするより住宅支援の方が有効ではないかとの質問に、結婚の支援および移住促進のためのさまざまな政策の中の一つであり、また、住宅支援では、今年度から若者住宅取得支援事業をやっているとの回答がありました。

次に、健康福祉課です。

委員から、小豆島中央病院企業団負担金債 3710 万円の内訳についての質問があり、「小豆島中央病院において、医療機器等を購入した費用 1 億 993 万円余りと電子カルテ更新費用 4785 万円との合計 1 億 5778 万円に対し、繰出基準とし

て国保調整交付金と端数を除く費用の半分以上を両町で負担しており、そのうち 3710 万円に過疎債を充当している」との回答がありました。

次に、税務課です。

委員から、税務手続デジタル化推進事業について、納税者の利便性の向上や税務関係事務の効率化に成果はあったのかとの質問に、「軽自動車関係手続きのオンライン化の成果として、納税者や事業者は車検の際に、事前に軽自動車納税証明書を準備する負担が軽減され、税務課においては、窓口での軽自動車納税証明書の発行業務がほぼなくなり、事務の軽減などにつながった。また、令和 5 年 4 月から、軽自動車税、固定資産税、住民税（普通徴収）においては、QR コードを活用した電子納付が可能になり、QR コード対応金融機関であれば、全国のどこの金融機関からでも納付できるほか、スマートフォンやパソコンからも納付ができるようになり、利便性の向上につながった」との回答がありました。

次に、教育総務課です。

委員から、こどもさくら公園の管理について、子どもが遊びに来る場所で、駐車場もあるので、時期的なものもあるが、草刈りなどの管理をお願いしたいとの意見がありました。

次に、生涯学習課です。

委員から、尾崎放哉記念館と小海残石記念公園の運営管理について、文化財という観点から非常に大切だと思うが、来館者数、決算額、施設の維持管理をみると今後の運営管理を続けるための検討をしてほしいとの意見がありました。

次に、住民環境課です。

委員から、老朽危険空き家対策事業について、自治体が頑張れば頑張るほど金額が増えるが、国の補助金の枠はあるのかとの質問があり、県を通じて要望をあげたのち、配分を決められるので、上限の枠はあるとの回答がありました。

次に、農林水産課です。

委員から、有害鳥獣被害防止対策設置事業について、侵入防止柵の設置状況の内訳と設置後の管理について質問があり、4 年度の実績として電気柵が 9 件で延長 2190m、ワイヤーメッシュ柵が 18 件で延長 3205m で、設置後の管理は申請者をお願いしているとの回答がありました。

委員から、ため池ハザードマップを避難訓練などに活かしてほしいとの意見がありました。

次に、建設課です。

委員から道路メンテナンス事業について、点検業務の結果における修繕の要否、修繕業務の今後の見通しについて質問があり、土庄町の管理する道路橋 190 橋については、平成 26 年度より順次点検を実施してきており、平成 29 年度に

1 巡目が完了し、劣化の進んでいる判定Ⅲの橋梁については修繕を完了している。
2 巡目の点検業務を令和元年から令和4年度にかけて、その点検の結果、修繕の必要な劣化の進んでいる判定Ⅲの橋梁については6橋あり、令和6年度から次回点検までに順次設計及び修繕工事を実施していく予定との回答がありました。

次に、商工観光課です。

委員から温泉観光振興補助金は何に使われているのかとの質問に、小豆管内の温泉を利用する宿泊施設を組合員として組織する小豆島温泉観光振興協同組合に交付する補助金であり、組合における主な用途は、組合員の温泉水の共同購入に係る購入、配送費や小豆島温泉への誘客のための共同宣伝事業に活用されているとの回答がありました。

委員から日本遺産推進事業について、コロナ禍で話が出てこなくなっているが、他の自治体との連携をとって、瀬戸芸も絡めて文化の交流、石の検証などの取り組みをしてほしいとの意見がありました。

以上で、当委員会に付託されました決算認定の審査結果の報告を終わります。

○決算特別委員長（井藤茂信君）

失礼しました。訂正いたします。介護保険歳出決算額は、20億1268万円で地域密着型、このところを事業密着型と発言しました。地域密着型サービス等整備事業が正解でございます。失礼しました。

○議長（濱野良一君）

これをもって、各委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（濱野良一君）

これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱野良一君）

決算特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、決算特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（継続審査 議案第3号）

○議長（濱野良一君）

日程第4、継続審査 議案第3号 令和4年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

9番 福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

令和4年度決算に対する反対討論を行います。

まず1つは、まず決算全体についての評価ですけれども、必要な事業に対する予算付けはされていると思いますので、全体としては一定の評価をしたいというふうに思います。そのうえで、個別事業については改善を、次期予算についての改善を求める立場から反対を行いますので、よろしくお願いいたします。

まず1つは、同和事業についてでございます。

部落解放同盟および各支部に対する団体助成の予算執行に対し、これは反対いたします。また、特定の住民に対する個人助成、自動車免許取得や葬儀の補助、こうしたことについて、特定の住民に対する助成というのは止めるべきだということを訴えたいと思います。生活困窮者に対する福祉施策として必要な事業については、同和事業ではなくて住民誰もが受けられる一般的な施策に移行していく必要があるというふうに思います。また、同和教育について、部落解放同盟による偏った思想教育はやめて、科学的な歴史教育に基づく教育が必

要だと考えます。

次に、マイナンバー制度について反対討論を行います。

マイナンバー制度は始まる前からシステムエラーが多発し、始まった後も住民および行政職員に大混乱をもたらす大変危険な仕組みとなっております。マイナンバー制度に対する予算および条例に対し、反対をいたします。

以上で、決算に対する反対討論を終わります。

○議長（濱野良一君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

3 番 宮原隆昌君。

○3 番（宮原隆昌君）

令和 4 年度決算の認定につきまして、賛成の立場から発言いたします。

決算特別委員会の中で執行部から詳細な説明を受け、異議のある点については各委員から質問を行い、十分な審査の結果、認定するものとされておりますので賛成いたします。

○議長（濱野良一君）

ほかに討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

8 番 鈴木美香君。

○8 番（鈴木美香君）

令和 4 年度会計予算の決算について、私も反対の立場でお話しさせていただきます。おおむねの決算は賛成ですが、やはり従来から申し上げているように、マイナンバーに関して個人情報など、漏洩などまだまだ安全が万全ではないため、マイナンバー関連に対する予算に反対します。もう 1 点、これも従来から申し上げていますとおり、観光に関わる団体がまだまだまとまっておらず、乱立しており、そこに投入する予算に疑問があるため反対いたします。以上です。

○議長（濱野良一君）

ほかに討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については反対がありますので、起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり認定

することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（濱野良一君）

起立多数であります。

よって、令和4年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。10分間の休憩の後、再開は10時55分といたしますので、よろしくお願いいたします。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前10時55分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。

議案の上程、提案理由の説明（議案第 1 号～議案第 17 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 5、議案第 1 号 令和 5 年度土庄町一般会計補正予算（第 5 号）の件から、日程第 21、議案第 17 号 工事請負契約の締結についてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長 佐伯浩二君。

○企画財政課長（佐伯浩二君）

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 令和 5 年度土庄町一般会計補正予算（第 5 号）でございます。

第 1 条 歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては歳出の際に説明します。歳出といたしまして、20 ページ、21 ページをお願いします。

1 款 議会費、1 項 議会費、1 目 議会費の職員給与費から、44 ページ、45 ページの 10 款 教育費、4 項 社会教育費、1 目 社会教育総務費の職員給与費までの正規職員の職員給与費につきましては、人員配置の変更また人事院勧告等の理由により、合計 2649 万 5 千円の減額となります。

20 ページ、21 ページに戻りまして、下段になります。

2 款 総務費、1 項 総務管理費、6 目 財産管理費の旧土庄高校跡地整備事業です。工事に支障となる電柱の移転に係る補償費を支払うための経費を計上しております。経費については、入札による請負残を工事費に組み替えて対応いたします。

その下、7 目 企画費の企画事務費 30 万 3 千円です。都市部での宿泊費が大幅に増加しているため、不足する県外旅費を計上しております。

続いて、企画費の移住定住促進事業です。次のページにかけてです。地域おこし協力隊に係る必要経費を節の組み替えにより対応するものです。

その下、7 目 企画費の豊島地区シャトルバス運行事業 16 万 4 千円です。原油価格高騰による燃料費の増加と車両修繕費の増加分を計上しております。

次に、8 目 交通安全対策費の交通安全対策事業 135 万円です。交通安全キャンペーンで使用するのぼりの購入費。また、最低賃金の上昇による交通安全指導委託料を計上しております。また、工事請負費で、こどもさくら公園とオリーブタウンを行き来するための横断指導線の整備費用を計上しております。

次に、18 目 価格高騰緊急支援給付金事業費の価格高騰応援商品券支給事業 ▲125 万 4 千円です。発送に係る実績見込み額により減額しております。

24 ページ、25 ページをお願いします。中段です。

2 款 総務費、3 項 戸籍住民基本台帳費、1 目 戸籍住民基本台帳費のマイナンバー戸籍・住基システム整備事業 916 万 3 千円です。住民票等の氏名に振り仮名を記載するとともに、マイナンバーカードの氏名にローマ字表記ができるように住民記録、戸籍ともにシステム改修を行う経費です。全額国費が充当されます。

26 ページ、27 ページをお願いします。

3 款 民生費、1 項 社会福祉費、1 目 社会福祉総務費の価格高騰重点支援給付金事業 1 億 4573 万 6 千円です。住民税均等割非課税世帯および家計急変世帯に対し、1 世帯当たり 7 万円、それぞれの被扶養者世帯に対して 3 万 5 千円を支給する経費を計上しております。

その下、2 目 高齢者福祉費の福祉バス運行事業 13 万円です。車両修繕に係る不足額を計上しております。

その下、介護保険事業 26 万 8 千円です。決算見込み額の増に伴う介護保険事業特別会計への繰出金を計上しております。

その下、高齢者福祉事務費 40 万円です。商工会への福祉会館の貸付延長に伴う老人福祉センター部分の国庫補助金返還金を計上しております。

その下、医療・福祉施設等物価高騰対策補助事業 558 万円です。物価高騰等の影響を踏まえ、介護サービス事業所等を運営する事業者に対し、補助金を支給します。臨交金事業となっております。

続いて、3 目 障害者福祉費の障害者自立支援給付事業 68 万 2 千円です。法改正により、扶助費の支給や受給者証の発行を行っているシステムの改修が必要となったことから、当初予算に対する不足額を計上しております。国費 2 分の 1 の補助金が充当されます。

同じく、3 目 障害者福祉費の医療・福祉施設等物価高騰対策補助事業 95 万円です。物価高騰等の影響を踏まえ、障害福祉サービス事業所等を運営する事業者に対し、補助金を支給します。これも臨交金事業です。

28 ページ、29 ページをお願いします。

中段の 7 目 国民健康保険費の国民健康保険事業▲16 万円です。これは、国民健康保険事業特別会計への繰出金を計上しております。

続いて、3 款 民生費、2 項 児童福祉費、1 目 児童福祉総務費の乳幼児医療費支給事業 283 万円です。未就学児の医療費に係る扶助費ですが、インフルエンザの流行により、当初予算に対する不足見込額を計上しております。

その下、障害児通所支援事業 551 万 2 千円です。障害児に係る通所サービスへの扶助費ですが、当初予算に対する不足見込額を計上しております。国費が 2 分の 1、県費 4 分の 1 が充当されます。

その下、子ども医療費支給事業 160 万円です。小学生から高校生までの医療費に係る扶助費ですが、当初予算に対する不足見込額を計上しております。

その下、子育て世帯生活支援特別給付事業 27 万 9 千円です。昨年度に実施した低所得の子育て世帯へ 5 万円給付した国庫補助事業に係る国庫補助金返還金を計上しています。

30 ページ、31 ページをお願いします。

同じく、1 目 児童福祉総務費の子育て世帯物価高騰支援特別給付金事業 1478 万 1 千円です。子育て世帯を対象に、高校生以下 1 人当たり 1 万円を支給する経費を計上しています。これも臨交金事業です。

続いて、2 目 児童措置費の児童手当支給事業 10 万円です。昨年度の児童手当に係る国庫負担金返還金を計上しております。

その下、4 目 保育所費の私立・町外保育所運営事業 11 万 1 千円です。原油価格、電気、ガス料金等の高騰で影響を受けている私立保育所に対し、その価格上昇分の助成を行う経費を計上しております。これも臨交金事業です。

その 2 段下、8 目 少子化対策費です。エンゼル祝金等支給事業ですが、これについては、過疎債に係る財源更正を行っております。

続いて、9 目 こども園費の公立認定こども園維持管理費 49 万 9 千円です。こども園の保護者から寄付があり、四海こども園の植栽に充てる費用 9 万 9 千円、また臨交金事業として、北浦こども園の空調機器を更新する費用 40 万円を計上しております。

32 ページ、33 ページをお願いします

4 款 衛生費、1 項 保険衛生費、1 目 保健衛生総務費の医療・福祉施設等物価高騰対策補助事業 160 万円です。物価高騰等の影響を踏まえ、保健医療機関等を運営する事業者に対し、補助金を支給します。これも臨交金事業です。

続いて、2 目 予防費の母子保健事業 23 万円です。今年度末で、小豆島中央病院の産婦人科医が定年退職することから、妊婦の状態により島外での出産となる場合があるため、その際の経済的負担を軽減させることを目的に、新規の補助金を計上しています。補正額については、4 月に出産予定となっている方 1 名分となっております。

続いて、5 目 斎場管理費の斎場維持管理費 20 万 2 千円です。原油価格高騰により不足する燃料費を計上しております。

その下、2 項 清掃費、2 目 塵芥処理費の塵芥処理事業 4 万 2 千円です。産休職員の代替となった会計年度任用職員の通勤費の上乗せ分を計上しております。

33 (34) ページ、35 ページをお願いします

2 目 塵芥処理費の塵芥処理施設維持管理費 304 万 5 千円です。ごみ収集パッカー車に係る車両修繕費の不足分を計上しております。

続いて、3 目 し尿処理費の御影浄苑維持管理費▲267 万円です。水槽業務委託の減、および車両購入が完了し、不足（後で、訂正あり）となる経費を減額しております。

次に、4 款 衛生費、3 項 水道費、1 目 水道事業費の水道事業 557 万円です。物価高騰の影響を受けている水道企業団に対し、物価上昇分相当の助成を行う経費を計上しております。これは臨交金事業です。

その下、5 款 労働費、1 項 労働諸費、2 目 働く婦人の家運営費の働く婦人の家運営事業 90 万円です。商工会への福祉会館の貸付延長に伴う働く婦人の家部分の国庫補助金返還金を計上しております。

36 ページ、37 ページをお願いします。

中段ですが、6 款 農林水産業費、1 項 農業費、2 目 農業総務費の農業総務事務費 46 万 5 千円です。1 月より産休に入る職員の代替のため、3 月までの会計年度任用職員の人件費を計上しております。

続いて、3 目 農業振興費の有害鳥獣被害防止対策事業 22 万 1 千円です。ヌートリアが増加傾向にあり、県費を活用し、不足する箱ワナを増やすための経費を計上しております。

続いて、4 目 畜産業費の飼料価格高騰対策事業です。現状に合わせた財源更正を行っております。

その下、5 目 農地費の町土地改良事業 6 万 8 千円です。豊島家浦のみくに園職員寮の裏手にある農道が避難路となっており、草木でおおわれているため、伐採する経費を計上しています。

同じく、5 目 防災重点農業用ため池緊急整備事業▲80 万 1 千円です。当初予算で、ため池に定点カメラなどの設置を行う予定でしたが、事業費が大幅に不足することから、来年度にて実施することが県との協議後決定し、今年度予算を全額減額するものです。

38 ページ、39 ページをお願いします。

7 款 商工費、1 項 商工費、2 目 商工業振興費の商工業振興事務費▲29 万 1 千円です。マイナンバーカードのポイント交付事業の完了により、不要となった経費を減額しています。

その下、融資預託金事業 12 万 5 千円です。コロナの影響により土庄町中小企業融資条例に基づき融資を受けた事業者に対して、利子および保証協会への保証料を補助する経費を計上しております。

続いて、3 目 観光費の観光事務費 9 万 8 千円です。立教大や東京農大との事業に係る協議、また赤穂義士祭に係る不足する旅費を計上しております。

その下、エンジェルロード公園運営事業 5 万 1 千円です。エンジェルロード公園の駐車場の区画線が薄くなっていたため、ラインを引き直した経費を計上

しております。また、施設修繕費は、不足見込額を計上しております。

その下、レンタサイクル貸出事業 17 万 5 千円です。豊島の観光客が増加傾向にあることから、レンタサイクルの使用料の収入見込額をコロナ前の 9 割程度に上方修正し、これを財源に老朽化した自転車の修理を行うための経費を計上しております。

その下、小豆島とのしょう町ふるさと応援大使事業 26 万 6 千円です。来年度事業について、小学館やアニメツーリズム協会と協議するための県外旅費を計上しております。

40 ページ、41 ページをお願いします。

中段の、8 款 土木費、2 項 道路橋りょう費、1 目 道路維持費の町道維持管理費 69 万円です。平木の青門線、馬越岡の海戸線、灘山の灘山線、唐櫃の壇山線について、それぞれ対応した修繕費を計上しております。

2 目 道路新設改良費の町道新設改良事業です。現状に合わせた財源更正を行っています。

その下、4 項 港湾費、2 目 港湾建設費の単県港湾改良事業 110 万円です。江島港で基礎となる捨石高が台帳記載の高さより低かったことから、不足する工事費を計上しております。財源として、過疎債を充当いたします。

42 ページ、43 ページをお願いします。

5 項 都市計画費、1 目 都市計画総務費の都市計画区域整備事業 435 万 6 千円です。令和 4 年度より取り組んでいる立地適正化計画に係る不足する計画策定委託料を計上しています。国費 2 分の 1 が充当されます。

続いて、9 款 消防費、1 項 消防費、2 目 非常備消防費の消防団運営事業 60 万円です。消防団屋形崎班の積載車が 31 年経過しており、この度、自治会が更新することを決定したため予算計上するものです。

44 ページ、45 ページをお願いします。

10 款 教育費、2 項 小学校費、1 目 学校管理費の小学校スクールバス運行事業 52 万円です。豊島のスクールバスのエンジントラブルによる修繕費を計上しています。

その下、3 項 中学校費、1 目 学校管理費の中学校維持管理費 22 万 9 千円です。土庄中学校の武道場に網戸が無いことから、一般利用団体から取り付けてほしいとの要望があり予算計上するものです。

続いて一番下、4 項 社会教育費、6 目 大坂城残石記念公園費の大坂城残石記念公園運営事業です。地域おこし協力隊の活動による節の組み替えを行っています。

46 ページ、47 ページをお願いします。

同じく、4 項 社会教育費、8 目 放課後子ども教室費の放課後子ども教室事業

160 万 4 千円です。子ども教室を運営するためのコーディネーター、支援員、サポーターの報償費等の不足分を計上しております。

続いて、5 項 保健体育費、2 目 中央学校給食センター費の中央学校給食センター運営事業 64 万 8 千円です。香川県産食材を使った給食を推奨するため、県費補助を受けて食材を購入する費用を計上しております。

その下、中央学校給食センター維持管理費 51 万 5 千円です。不足する光熱水費と修繕費を計上しております。

続いて、3 目 体育施設費の体育施設維持管理費 155 万 5 千円です。総合会館のエアコンに係るボイラーの修繕費を計上しております。

その下、刈崎第二グラウンド整備事業 121 万円です。来年度の造成工事に向けて、設計委託を変更契約する必要性が生じたため、増額補正します。財源として、過疎債を充当いたします。

11 款 災害復旧費、1 項 農林水産業施設災害復旧費、1 目 農地災害復旧費の農地災害復旧事業 43 万 2 千円です。次のページにまたがります。8 月の台風 7 号により被災した農地を国庫補助により復旧するため、災害査定に係る設計委託料を計上しています。受益者負担金は、事業費の約 5%を充当いたします。

続いて、2 目 農業用施設災害復旧費の農業用施設災害復旧事業 463 万 1 千円です。先ほどと同じく台風 7 号により被災したため池と農道を町単独で復旧する事業費を計上しております。

1 ページに戻りまして、以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は 1 億 8991 万 5 千円の増額となりまして、補正前の予算額と合計いたしますと 97 億 8674 万円となります。

次に、第 2 条 債務負担行為の補正については、8 ページの第 2 表のとおりでございまして、また、第 3 条の地方債の補正につきましては、9 ページ、第 3 表のとおりでして、新規事業が 1 件、変更の事業が 3 件となっております。

続いて、53 ページをお願いします。

議案第 2 号 令和 5 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）でございまして。

第 1 条 歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして、62 ページ、63 ページをお願いします。

1 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費の一般管理事業 7 万 7 千円です。マイナンバーカードの保険証利用に係る周知チラシ作成のため、印刷製本費を計上しております。全額国費が充当されます。

2 款 保険給付費、4 項 出産育児諸費、1 目 出産育児一時金については、国庫支出金との財源構成となります。

その下、5 款 保健事業費、3 項 特別総合保健事業費、1 目 保健運営事業費の

職員給与費は、人員配置の変更および人事院勧告による給与等の補正に伴い、
▲110万7千円の減額となっております。

53 ページに戻りまして、以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は103万円の減額となり、補正前の予算額と合計しますと17億5257万3千円となります。

続いて、65 ページをお願いします。

議案第3号 令和5年度土庄町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）でございまして。

第1条 歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして、70 ページ、71 ページをお願いします。

1 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費の一般管理事業 300 万円です。土庄港ターミナルビルの電力を受ける機器が、保守点検の結果、劣化により機能しなくなる恐れがあることから、修繕費を計上しております。財源として、土庄港の駐車場使用料である野積場使用料を充当いたします。

次に、3 款 前年度繰上充用金、1 項 前年度繰上充用金、1 目 前年度繰上充用金 ▲300 万円です。これは、先ほどのターミナルビル改修工事費と同額を減額しております。

以上が補正予算の概要でございまして、補正前の合計額に変更はございません。

続いて、73 ページをお願いいたします。

議案第4号 令和5年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございまして。

第1条 歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして、82 ページ、83 ページをお願いします。

1 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費の一般管理事業 21 万 7 千円です。介護認定に係る会計年度任用職員の報酬として、不足する時間外手当を計上しています。

4 款 地域支援事業費、3 項 包括的支援事業・任意事業費については、以下 1 目 総合相談事業費から、3 目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費まで、職員給与費に係る人事院勧告による給与等の補正、合計額で 27 万円を増額しております。財源については、国および県の交付金のほか、一般会計からの繰入金および繰越金で調整しております。

73 ページに戻りまして、以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は48万7千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと21億3076万3千円となります。

85 ページをお願いします。

議案第 5 号 令和 5 年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
でございます。

第 1 条 歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして、94 ページ、95 ページ
をお願いします。

1 款 地域包括支援センター事業費、1 項 介護予防支援事業費、1 目 介護予防
支援事業費の職員給与費▲49 万 4 千円、およびその下の 2 款 サービス事業費、
1 項 居宅介護支援事業費、1 目 居宅介護支援事業費の職員給与費▲29 万円は、
人事院勧告等による給与等の補正に係るものです。

その下、居宅介護支援事業は、職員の互助会負担金が 1 人分増となったこと
に伴い、1 万 2 千円増額しております。

85 ページに戻りまして、以上が補正予算の概要でございます。今回の補正
額は 77 万 2 千円の減額となり、補正前の予算額と合計しますと 8664 万 2 千円
となります。

以上で補正予算関係の説明を終わります。

○企画財政課長（佐伯浩二君）

1 件、訂正があります。

し尿処理費の御影浄苑維持管理費▲267 万円のところなのですが、水槽業務委
託の減と車両購入が完了し、不足すると言いましたが、これは不用となった経
費を減額すると、不用となるが正解でございます。失礼いたしました。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

それでは、私から、条例関係ほかについてご説明申し上げます。

議案書の 97 ページから 111 ページをご覧ください。

議案第 6 号 土庄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でござい
ます。令和 5 年人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律等の一部改
正に伴い、本条例等の一部を改正しようとするものです。

土庄町職員の給与に関する条例の一部改正及び土庄町長等の給与支給条例の
一部改正の 2 本の条例を改正いたします。

続いて、議案書の 112 ページ、113 ページをご覧ください。

議案第 7 号 土庄町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例でございます。

令和 5 年人事院勧告に準じ、議会議員の期末手当の支給月数を改めるため、
本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続いて、議案書の 114 ページから 125 ページをご覧ください。

議案第 8 号 土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

地方税法の改正及び県内保険料水準統一化に向けた保険税算定方式の見直しに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。出産被保険者に係る産前産後期間の保険税の免除措置について規定するとともに、県内保険料水準統一化に向けた保険税算定方式の見直しに伴い、4 方式から 3 方式へ変更するものでございます。

議案書の 126 ページから 128 ページをご覧ください。

議案第 9 号 土庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例でございます。戸籍法の一部を改正する法律の施行により、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続いて、議案書の 129 ページ、130 ページをご覧ください。

議案第 10 号 土庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業ならびに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案書の 131 ページをご覧ください。

議案第 11 号 土庄町立認定こども園条例の一部を改正する条例でございます。

土庄町子ども・子育て支援法施行細則の改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続いて、議案書の 132 ページをご覧ください。

議案第 12 号 土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

被保険者の適用除外について、県内での取り扱いを統一するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案書の 133 ページ、134 ページをご覧ください。

議案第 13 号 土庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例でございます。し尿の収集、運搬及び処分に係る手数料を見直すため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案書の 135 ページから 137 ページをご覧ください。

議案第 14 号 土庄町農業集落排水事業の設置等に関する条例でございます。

土庄町農業集落排水事業を公営企業会計に移行するにあたり、地方公営企業法に規定する財務規定等を適用するため、本条例を制定しようとするものでございます。

議案書の 138 ページ、139 ページをご覧ください。

議案第 15 号 土庄町農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例でござ

います。

地方公営企業法第 32 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、土庄町農業集落排水事業における剰余金の処分等に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

続いて、議案書の 140 ページから 146 ページをご覧ください。

議案第 16 号 香川縣市町総合事務組合理約の一部変更についてでございます。

香川縣市町総合事務組合理約に構成団体として規定されている財産区は、一部事務組合の構成団体とはなれないことが判明したことに伴い、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、香川縣市町総合事務組合の規約の変更に係る関係地方公共団体の協議が必要となりました。つきましては、この協議について、同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案書の 147 ページをご覧ください。審議資料は 148 ページ、149 ページでございます。

議案第 17 号 工事請負契約の締結についてでございます。

刈崎都市下水路事業大谷ポンプ場幹線整備工事（第 2 工区）につきまして、入札後審査型一般競争入札の結果、株式会社トミウン代表取締役 丹生兼嗣と 1 億 1567 万 6 千円で工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（濱野良一君）

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第 1 号～議案第 17 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました議案第 1 号から議案第 17 号までの一括質疑を行います。

なお、議案第 1 号から議案第 15 号まで、および議案第 17 号につきましては、常任委員会に付託する予定でありますので、委員会付託の趣旨を十分ご理解のうえ、質疑をお願いいたします。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、議案第 1 号から議案第 17 号までの全議案についての質疑は、これをもって終了いたします。

委員会付託（議案第 1 号～議案第 15 号、議案第 17 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、議題となっております、議案第 1 号から議案第 15 号まで、および議案第 17 号の各議案については、土庄町議会会議規則第 38 条第 1 項の規定により、所管の委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号から議案第 15 号まで、および議案第 17 号の各議案については、所管の委員会に付託することに決しました。

付託議案の審査内容は、配布しておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

討論、採決（議案第 16 号）

○議長（濱野良一君）

これより討論、採決を行います。

日程第 20、議案第 16 号 香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

4 番 森英樹君。

○4 番（森英樹君）

討論じゃないんですけど、ちょっと質疑のところで質疑しようと思って、

○議長（濱野良一君）

質疑の場ではありませんので、申し訳ございません。質疑は、先ほどの説明のときに質疑していただきかった。

○4 番（森英樹君）

はい、分かりました。ありがとうございました。

○議長（濱野良一君）

ほかにありますか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 16 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案の上程、趣旨説明（発議第 1 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 22、発議第 1 号 重要土地等調査規制法の撤廃を求める意見書については、議員提案であります。

提出者から、趣旨説明を求めます。

○議長（濱野良一君）

8 番 鈴木美香君。

○8 番（鈴木美香君）

では、重要土地等調査規制法の撤廃を求める意見書の趣旨説明をさせていただきます。

まず、この意見書を読まさせていただきます。

重要土地等調査規制法は、米軍基地や自衛隊駐屯地、原子力発電所等の「重要施設」と国境にある離島について、それぞれが果たしている機能が阻害される事態を防ぐのが目的とされている。

内閣総理大臣は「重要施設」の周囲約 1 キロメートルと国境の離島を「注視区域」、これらのうち司令部を置く基地等、特に重要とみなすものを「特別注視区域」に指定し、これらの区域にある土地、建物の所有等の情報を収集し、必要に応じ利用状況に関する報告を求めることが出来るとされている。

政府は、調査事項・方法に関し、氏名、住所、現地・現況調査、不動産登記簿等と説明し、「個人情報の保護に十分配慮する」としているが、努力規定にすぎず、思想・信条や職歴、家族・交友関係が調べられ、憲法が保障するプライバシー権や思想・良心の自由が侵害されるおそれがあり、同規定が恣意的運用に対する歯止めにはならない。調査の実施機関は限定がなく、公安調査庁や警察、自衛隊が行うことも可能であり、基地や原子力発電所に反対する住民の監視、反対運動の抑え込みにつながる危険もある。

同法における「機能を阻害する行為」や「明らかなおそれ」がある場合は、内閣総理大臣は利用中止勧告・命令ができ、応じなければ罰金が科せられる。さらに、「特別注視区域」では、氏名、住所、国籍、利用目的等の事前の届け出が義務付けられている。これは個人の財産権や経済活動に制約をもたらすものとなる。

政府は 2013 年度以降、2 度にわたり全国約 650 の米軍・自衛隊基地の隣接地を調査した結果、「現時点で防衛施設周辺の土地の所有により、自衛隊の運用等に支障が起きているということは確認されていない」（2020 年 2 月 25 日、衆議院予算委員会第八分科会）と国会で答弁しており、立法事実そのものが存在していないのである。これは明白に、国民への監視を強化し、基本的人権を侵害するおそれのある法律である。

よって、本町議会は国に対し、重要土地等調査規制法の撤廃を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

先ほども申し上げましたように、こちらは立法事実がないものであり、今、高松港が特定重要拠点空港・港湾指定協議になろうとしています。喫緊の課題だとして、私は提案させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（濱野良一君）

これをもって、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第 1 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました発議第 1 号について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、発議第 1 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 1 号）

○議長（濱野良一君）

発議第 1 号 重要土地等調査規制法の撤廃を求める意見書について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

3 番 宮原隆昌君。

○3 番（宮原隆昌君）

反対の立場から討論いたします。

国の安全保障を町議会で取り扱うのはなじまないものと思いますが、国が日本の国土、国民を守ることは当然の責務だと考えております。安全保障に必要な不可欠とされる法規制には賛成の立場でございます。ただし、基本的人権が侵害されないよう十分配慮されているか今後、注視しなければならないと考えております。

このような理由から、撤廃を求める意見書には反対いたします。

○議長（濱野良一君）

賛成討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長（濱野良一君）

9 番 福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

賛成討論をいたします。

今、政府は国と国との紛争を武力で解決しようとする動きに強く傾倒しています。今、鈴木議員がおっしゃった高松のサンポート、ここを軍港にしようという動きや善通寺の自衛隊に核攻撃を想定したシェルターを作ろう、こうした動きが強まっているのも住民の命や平和による解決を進めていくという日本国憲法の姿勢とは真っ向から対立する岸田政権、自公政権の軍国主義の表れといわざるをえません。戦争しないのであれば、一般の住民の土地を収得したり、強制的に排除したり、そしてプライバシーを調査したりする必要は全くないのでありまして、今、鈴木議員も言われましたように、こうした法律を作る必要性、根拠もありません。こうしたものを無理やり作ろうとしていること自体が、今の岸田政権が国と国との問題を平和的に解決するのではなく、戦争で解決しよう。こういう動きを強めている何よりの証拠であります。

私は、国と国との問題は憲法 9 条に基づいて、戦争ではなく平和的に解決するという道を政府に取っていただくよう強く求めるとともに、こうした策動については強く反対する立場からこの提案に対し、賛成をいたします。以上です。

○議長（濱野良一君）

ほかに討論ありませんか

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長（濱野良一君）

10 番 川本貴也君。

○10 番（川本貴也君）

反対の立場から討論いたします。

この法律が制定された経緯でもあります防衛関係施設の周辺や国境離島の区域内で、国の安全保障が脅かされる懸念があるならば、法による規制も必要かと思われます。法を逸脱した行為は当然、認められませんが、撤廃を求めるといふ意見書には反対いたします。以上です。

○議長（濱野良一君）

ほかに討論ありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

8 番 鈴木美香君。

○8 番（鈴木美香君）

私が提案しましたが、先ほどおっしゃってました防衛のためとおっしゃってましたが、先ほども言いました 2020 年 2 月 25 日の衆議院予算委員会では、現時点、自衛隊の運用等に支障が起きているということは確認されていないという政府答弁のはっきりした現実があります。そして、一部では法律の必要性がないと言われています。この間、共謀罪法、集団的自衛権を容認した安保改正、安保三文書、外国と共同して戦闘機を開発すること。そして、近頃では武器の部品輸出等が了承されようとしています。隣国の大国を仮想敵とみなし、戦時体制を次々と整備しているんです。戦争のための地ならし。この法案の本当の意味は住民を監視し、統制するという目的なので私はこれに強く反対します。以上です。

○議長（濱野良一君）

ほかに討論ありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

発議第 1 号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濱野良一君）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議案の上程、趣旨説明（発議第2号）

○議長（濱野良一君）

日程第23、発議第2号 前町長による不正・背信行為等を調査する特別委員会の設置については、議員提案であります。

提出者から、趣旨説明を求めます。

○議長（濱野良一君）

9番 福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

前町長による不正・背信行為等を調査する特別委員会の設置について、特別委員会の設置の提案理由を、説明を行います。

三枝邦彦前町長は町長時代および議員、議長時代に職権、役職の権力を乱用して、度重なる不正、違法行為を繰り返してきました。一連の三枝邦彦氏の不正・背信行為の特徴は、権力の乱用による町政の私物化であります。この町政の私物化により、わが町の真っ当な行政は大きく歪められ、わが町の行政に対する信頼は深く傷つけられています。町長による行政の私物化は、執行部内部で起きており、当然ながら執行部が自ら調査し、再発防止策を打ち立てることは極めて困難です。議会にはこうした事件が発生した際に、チェック機能を働かせ、町政の健全化を図るための調査権が与えられています。

沖之島架橋工事をめぐる官製談合事件だけではなく、三枝邦彦前町長の起こした事件および議会で、わが町の町政および議会において、不正、違法、町民への背信行為とされるすべてについて調査すべきです。具体的にいくつか調査し、再発防止策を打ち立てる必要があると考えられる事件について例を挙げます。

1つは、三枝邦彦氏が議員、議長時代に、自らが経営するホテル等の固定資産税を数年にわたって滞納し、これを差し押さえもせずに、町の債権を町が時効消滅させ、欠損処理した事件についての調査です。この事件は、先日神田財務大臣が、自身が経営する会社の固定資産税を長期滞納した事件と重なります。神田氏は大臣を辞職しましたが、三枝前町長は会社がやったことで自分には責任はないと言い放ち、町長を継続し、議会はこの問題に対し、今なお決着をつけておらず、欠損処理についての善悪も曖昧にされたままになっています。

1つは、個人・法人の税情報を、前町長が税務課職員にプリントアウトさせ、庁舎外へ持ち出した事件です。この事件については、三枝前町長が行った行為について違法行為が明確であるにもかかわらず、一切責任が問われていません。

そして、また 1 つは、大山一郎香川県議が議長に就任した際、町長の交際費（公費）を支出して、私的な議長就任祝賀会の参加費用を支出していた事件です。

ここで挙げた事件は、ほんの一部ですが、町長を罰する規定がないとの理由で、検証もされず、すべて無罪放免になっています。

こうした行政の私物化が二度と起こらないようにするためには、例え誰が町長や議員になっても不正や違法行為が許されない仕組みを土庄町に議会の機能によって打ち立てる必要があります。

以上が提案理由です。提案理由の説明を終わります。

○議長（濱野良一君）

これを持ちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第 2 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました発議第 2 号について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、発議第 2 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 2 号）

○議長（濱野良一君）

発議第 2 号 前町長による不正背信行為等を調査する特別委員会の設置について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

5 番 小川務君。

○5 番（小川務君）

反対討論いたします。

当時、議会、委員会の中で調査が行われ、審議をしてきたと認識しております。また、随時の監査もたびたび行われたと聞いております。これまで調査し

た以上のものをどうやれば出すことができるのか、具体的なものがなければならぬと考えます。私はこのようなことから現時点での設置は難しいと判断しますので、反対いたします。

○議長（濱野良一君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

2 番 石井亨君。

○2 番（石井亨君）

賛成の立場で討論したいと思います。

前町長が逮捕されたのが昨年 2 月 5 日でありまして、6 月 1 日に有罪判決が下ったと、こういう流れになっております。基本的に役割分担としては、三権分立というかたちでこの国は、地方も基本的には同じですけれども、双方に制御し合う関係の中で、特定の権力の暴走を抑える。これが仕組みだろうと思います。国も地方も二元代表制というかたちで運営されてまして、今回、前町長は刑事罰を受けたわけですが、そして、それが官製談合ということで、談合の再発防止の対策というのは執行部の方でいろいろ検討していると。当然、議会としてもですね、議会の本来の役割は執行部、町長部局が適正に法に則ってやっているかどうか、これを見届ける役割があるわけです。

先ほど福本議員言われましたけれども、109 条で委員会の設置の権限が与えられた、あるいは 100 条で調査権限が与えられている。本来、町、議会が町民の皆さんから期待されていることというのは、一体何があったのかということについて、可能な限りこれを精査し、犯人探しをするというよりはむしろ、その仕組みで是正すべきところはどこにあるのかという、こういう検討する役割があるんだというふうに思っています。ある意味、この委員会の設置を否定するというのは、議会が持ち得る調査権を自ら否定する行為というふうに僕には感じられてしまいます。6 月に、昨年の 6 月にですね、有罪判決が確定したわけですが、例えばこの事案だけを見ても、一体何が起こったかというのは、2 カ月もすれば裁判所から検察庁に対して、裁判証拠書類が返還されます。返還されると、これは閲覧が可能になります。そういうことも含めて、何がやれるのか、その可能性の限界がどこにあるのか分かりませんが、本来議会の役割としてこれは検証すべきものだというふうに思いますので、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。以上です。

○議長（濱野良一君）

ほかに、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

1 番 岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

私は反対の立場から申し上げます。

前町長は既に辞められてて、もういらっしゃらないので、これまでの調査した以上のものを見つけるのはちょっと難しいかなと考えます。委員会を設置するのでしたら、どう調査するのか示していただかないとなかなか賛成はできかねますので。以上です。

○議長（濱野良一君）

ほかに、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

7 番 大野一行君。

○7 番（大野一行君）

賛成の立場で発言いたします。

私も以前から、この提案にも賛成してまいりました。議員になる前から、いち町民として、前三枝町長のさまざまな行為、指摘をしてまいりました。情報公開条例に基づいたり、あらゆる事実に基づいてチェックをしてまいりました。議会の傍聴もしてまいりました。しかしながら、確かに小川議員おっしゃったような、議会では議論はされました。しかしながら、肝心のチェック機能が果たせないまま、結果的には談合事件ということまでいったわけです。これ、事実です。このことをよく捉えていただきたい。議会の責任なんですよ、前議会の。その前に、しかるべき処置をすれば、この談合事件までいかなかった。事実あったとしても表に出なかったわけです。だから、はっきり申し上げますと、前々議会のそのときの機能が、ごく少数の議員だけが一生懸命やってきたわけです。これも事実です。事実を目をつぶらないで、まっすぐ見ていただきたい。そういう意味では、議会の責任が極めて重大。全議員です。ここにもおられます。責任を感じていただきたい。ということで、賛成討論にかえます。

○議長（濱野良一君）

ほかに、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

4 番 森英樹君。

○4 番（森英樹君）

私、6月、9月、この議会と同じような発議を考える機会がございまして、このままいったら平行線だと考えております。

この特別委員会を設置する前段階で、何かこう資料を出して、「こういったところは具体的にありますよ」ということを下準備で賛成をしない議員に対して、もうちょっと理解を深めていった方がいいんじゃないかと思います。反対でございます。反対の立場で発言させていただきました。

○議長（濱野良一君）

ほかに、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

8 番 鈴木美香君。

○8 番（鈴木美香君）

賛成の立場で討論させていただきます。

三枝元町長が、本人がいなくなったからといって終わるわけではありません。法律違反ではありませんが、私個人では福社会館の運用の転換もかなり彼に責任があるのではないかと考えています。歴史に目をつぶると、必ず繰り返すと、さきの先人は言っています。そして、町の方も、もっとはっきりさせてほしいと、私などに伝えてきます。町の信頼を取り戻すためにも、ぜひ、一つ一つの事象を取り上げ、できるかどうかではなく、しなければならないというのが私たちの姿勢ではないかと思うので、賛成討論とさせていただきます。

○議長（濱野良一君）

ほかに、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

9 番 福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

新人の議員さんもおられるのでね、何か誤解をされてるかもしれないんですが、議員必携をちゃんと読んでいただきたいんですけどね。議員の調査権というのは、議員個人に与えられてるわけじゃないんですよ。議会に与えられてるんです。ですのでね、何かを調査しようと思った場合には、特別委員会を設置しないとできないんです。だから、事前にどうこういう話をしましょうとやっていうんじゃないくて、どうこういう話をしようと思ったら、特別委員会を作らないと、調査権を発動できないということになっているので、そこはちゃんと知つてもらわないと、空中戦みたいな話をしても問題解決にはつながりません。

それから、私、ずっとこの提案をしている一番の軸になる中心部分、なぜこの提案をしてるかっていうところをよく聞いていただきたいんですけども、不正、町長のね、行政の私物化っていうことが横行してきていることによって行政

がゆがめられてるんですよね。これは、わざとやってるかどうかということとは別なんですけども、町長だって、行政の素人の場合もありますから、そういうことが起きないように、「きちんとルールを作りましょう。と、それを議会として検証しましょう」ということを言ってるんであって、「何かあったかどうか分からへん」とか、そういうような話で曖昧にしていけない問題じゃないんですよ。行政の基本的な土台の部分、柱の部分の話をしてますんで、きちんとそこは理解をしていただきたい。

今、言いたかったことは2点ですけど、1つは、特別委員会を設置しないと調査権を発動できませんよという点。

もう1つは、そういうことが二度と起きないようにするためにどうしたらいいかということ、特別委員会の中できちんと議会が、前向きに取り組んでいくことが議会の役目ですよっていう点を理解していただきたいなということで、賛成討論にかえさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（濱野良一君）

ほかに、討論はございませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第2号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濱野良一君）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙（選挙第1号）

○議長（濱野良一君）

日程第24、選挙第1号 伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本組合議会の議員は、伝法川防災溜池事業組合同規約第5条第2項第2号の規定により、本町議会の議員の被選挙権を有する者のうちから、3名を選出することになっております。選挙の方法については、地方自治法第118条第

2 項の規定により、指名推薦にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦と決しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決しました。

伝法川防災溜池事業組合議会議員に、出水 利明君、岡 仁司君、西 孝博君を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、議長において指名いたしました諸君を、伝法川防災溜池事業組合議会議員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました諸君が、伝法川防災溜池事業組合議会議員に当選いたしました。

散会

○議長（濱野良一君）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。なお、13 時より委員会室において、総務建設常任委員会を、終了後、引き続き教育民生常任委員会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

散 会 午前 11 時 12 分